

物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に関する適正な指名業者等（指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者をいう。以下同じ。）の選定に資するとともに、適正な契約の履行を図るため、名簿登載業者（物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領第 5 に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等の効果)

第 2 条 名簿登載業者に係る指名停止は、指名業者等の選定に当たって、不正又は不誠実な行為の有無等に留意した場合において一般的にその適格性を有していることとすることができないものとする措置とする。

- 2 契約担当者等（青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 129 条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。）は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中指名してはならない。
- 3 契約担当者等は、指名停止を受けた者を現に指名しているときは、開札前にあつては、当該指名を取り消し、開札後契約締結前にあつては、契約を締結しないものとする。
- 4 契約担当者等は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害復旧のため緊急の必要がある場合、特許又は特殊技術を必要とする場合その他のやむを得ない理由がある場合で、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 契約担当者等は、別表第 9 号から第 16 号までに掲げる措置要件に該当する事実があった者を現に指名しているときは、開札前にあつては、入札に参加させないものとし、開札後契約締結前にあつては、契約を締結しないものとする。

(指名停止の措置)

第 3 条 知事は、名簿登載業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該名簿登載業者について、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

(措置要件の競合)

第 4 条 一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期（期間が定められているときは、その期間。以下同じ。）及び長期（期間が定められているときは、その期間。以下同じ。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(短期の延長)

第 5 条 指名停止を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号及び前条の規定による短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 箇月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号（第 9 号から第 11 号までを除く。）の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第 12 号から第 15 号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後 3 箇年を経過するまでの間に、同表第 12 号から第 15 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第 6 条 知事は、指名停止を受けるべき者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2 条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。

- 2 知事は、指名停止を受けるべき者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたために、別表各号及び第 4 条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍（当該長期の 2 倍が 36 箇月を超えるときは、36 箇月）まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第 7 条 知事は、指名停止を受けるべき者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、名簿登載業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第 13 号又は第 15 号に該当したとき。
- (2) 別表第 12 号から第 15 号までに該当する名簿登載業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第 2 項に規定する行為をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第 12 号又は第 13 号に該当する名簿登載業者について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第 12 号又は第 13 号に該当する名簿登載業者に悪質な事由があるとき。

- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 14 号又は第 15 号に該当する名簿登載業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止期間の変更等)

第8条 知事は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったとき等指名停止期間を変更すべき事由が確認されたときは、別表各号及び第4条から前条までに定める期間の範囲内で指名停止の措置を変更することができる。

- 2 知事は、指名停止期間が満了した名簿登載業者について、別表第 13 号又は第 15 号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

(指名停止の解除)

第9条 知事は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該指名停止の措置を解除するものとする。

(措置要件該当事案の報告)

第10条 契約担当者等は、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、直ちにその旨を指名停止事由発生報告書（第 1 号様式）により、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る名簿登載業者については出納局会計管理課長、役務の提供に係る名簿登載業者については財務部財産管理課長を経由して、知事に報告するものとする。指名停止を受けている者について、第 8 条第 1 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 9 条の規定により指名停止の措置を解除すべき事由が発生したと認める場合も、同様とする。

(指名停止の通知等)

第11条 知事は、第 3 条の規定により指名停止の措置を行ったときは、その旨を財務規則第 2 条第 2 号に規定する部局の長（本庁にあっては、各課（室）長（青森県行政組織規則（昭和 36 年 2 月青森県規則第 18 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき設置された機関の長を含む。）を含む。）及び同条第 3 号に規定する公所の長に対し通知するものとする。第 8 条第 1 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 9 条の規定により指名停止の解除をした場合も、同様とする。

- 2 知事は、前項の場合において、指名停止を受けた者に対して、指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除の措置を行った旨を通知するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の場合において、指名停止の措置等に係る情報を県のホームページに掲載して公表するものとし、その掲載は、指名停止措置の概要（第 2 号様式）によって行うものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 知事は、名簿登載事業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該名簿登載事業者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことがある。

附 則

この要領は、平成12年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月13日から施行する。

別表（第3条―第8条、第10条、第12条関係）

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 県と締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約（以下「県発注物品等調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
（過失による欠陥品の納入等） 2 県発注物品等調達契約の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行ったと認められるとき（納入された物品の種類、品質及び数量又は業務の履行状況が契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
3 県内における物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約で県発注物品等調達契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行った場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注物品等調達契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 12 箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 県発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内

(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)	
7 県発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内
8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内
(贈賄)	
9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
(1) 名簿登載業者である個人又は名簿登載事業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	12 箇月
(2) 名簿登載業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時県との契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	9 箇月
(3) 名簿登載業者の使用人で、(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	6 箇月
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
(1) 代表役員等	9 箇月
(2) 一般役員等	6 箇月
(3) 使用人	3 箇月
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
(1) 代表役員等	9 箇月
(2) 一般役員等	3 箇月

（独占禁止法違反行為） 12 業務に関し独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 号又は第 19 条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該事実を知った日から 12 箇月以上 16 箇月以内
13 県と締結した契約に関し、独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 号又は第 19 条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。	当該事実を知った日から 18 箇月以上 36 箇月以内
（競売入札妨害又は談合） 14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 12 箇月以上 16 箇月以内
15 県と締結した契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18 箇月以上 36 箇月以内
（暴力団等関与） 16 代表役員等又は一般役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該事実を知った日から 36 箇月
（不正又は不誠実な行為） 17 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 18 箇月以内
18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による改正前の刑法第 13 条に規定する禁錮以上の刑を含む。以下同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内

第1号様式（第10条関係）

番 年 月 号 日

{ 出納局会計管理課長
財務部財産管理課長 } 殿

（所属長名）

指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由発生報告書

下記名簿登載業者について、指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由が発生したので、報告します。

記

- 1 名簿登載業者
 - （1）所在地又は住所
 - （2）商号又は名称
 - （3）代表者氏名
- 2 指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

第 2 号様式(第 11 条関係)

年 月 日
青森県財務部（出納局）

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止対象業者
商号又は名称
所在地又は住所
- 2 指名停止の期間
- 3 指名停止の理由

問い合わせ先

財 産 管 理 課 電 話 017-734-〇〇〇〇
会 計 管 理 課 電 話 017-734-〇〇〇〇

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。